

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

3月10日1次スト決行 従業員的生活軽視に抗議



日本IBM、キンドリ
ルジャパン両社による3
月9日の第1次回答を不
服として、当労働組合は
3月10日の早朝ストライ
キ(写真上)を決定しま
した。

家庭を持ち子供を産み
育てるには、おのずと年
齢に応じた最低限度の月
額本給が必要です。日本
IBMでは10年以上にお
たり満足な賃上げが実施
されておらず、もはや組
合が提唱している年齢別
月額最低本給の額を下回
る従業員は多数になり、
生活設計そのものが狂っ
てしまっています。

第2次回答を3月23日
に指定しています。今か
らでも遅くありません。
ぜひ、あなたも組合に入
り、ストライキに参加し
ましょう。

第2次回答なら
24日半日スト

第2次回答を3月23日
に指定しています。今か
らでも遅くありません。
ぜひ、あなたも組合に入
り、ストライキに参加し
ましょう。

第2次回答を3月23日
に指定しています。今か
らでも遅くありません。
ぜひ、あなたも組合に入
り、ストライキに参加し
ましょう。

第2次回答 両社とも前進回答せよ 不当回答なら24日半日スト

団交内容

組合 第1次回答につい
てだが、日本IBMの回
答には5月賃上げの文章
が見当たらない。

会社 5月賃上げを無き
ものにしたわけではない。
5月賃上げはする。

組合 キンドリルジャパン
のほうはどうか。

会社 まだ検討中だ。

組合 会社分割の際、5条
協定の中で絶対に不利益
変更はしないと言った。

会社 日本IBMが賃上げする
のにキンドリルジャパン
が賃上げしないのでは不
利益変更になる。

組合 その点も含めて検討
する。

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している

組合 組合が提唱している
年齢別企業内最低本給に
到達しない人が存在して
いることは認識している



JMITU南部地協の仲間と共に日比谷野音にて

まだコロナも無い20
19年11月に提訴してか
ら約2年半。ついにこの
裁判が2022年3月を
もって結審となりました。
結審とは、すべての主張
と取り調べが終了したこ
とを意味します。

この間、10回の口頭弁
論と2回の証人尋問が行
われ、今まで会社が行っ
てきた組織ぐるみのパワ
ハラの実態が明らかにな
りました。リストラの一
環で社員を辞めさせるた
めの会社によるパワハラ
4点セット、すなわち、

退職勧奨を断ったら、パ
ワハラ低評価を行い、次
にパワハラPIPを行い、
さらにパワハラ賃下げを
行い、それでも辞めなけ
れば、パワハラ降格を行
う理不尽なやり方が裁判
で明かになりました。

従業員を使い捨てにす
る会社のやり方は許され
るべきではありませんし、
今後このようなやり方
を会社になせないため
にも公正な判決が必須で
す。判決は5月30日とな
ります。社員の皆さん、応
援を宜しくお願いします。

パワハラ降格裁判が結審



東京地裁 (GoogleStreetViewより)

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

AI 不当労/定年後再雇用不当労事件	4/04(月)12:50～	都庁第一庁舎南1階集合
定年後再雇用賃金差別裁判	5/12(木)13:10～	東京地裁510号法廷
パワハラ降格裁判	5/30(月)13:10～	東京地裁527号法廷

今年の春闘
は大幅賃上げ
が待ったなし
だ。ガソリン
や食料品の値
上げが相次ぎ、
物価上昇が止まらず生活
を直撃しているためだ▼
オミクロン株の感染拡大
の中、業績が好調の日本
企業が多い。今年3月期
決算では過去最高益を記
録する企業が突出すると
いわれている▼日本では
長い間、企業の業績悪化
を理由に賃上げが抑制さ
れ、日本の所得水準は1
997年をピークに下が
り続けている。一方で資
本金10億円以上の企業が
貯め込んだ内部留保は2
020年度末には過去最
高の466兆円に達して
いる▼日本では実質賃金
の増加を伴う分配が早急
に必要な。賃金上がり、
消費が拡大、それに伴っ
て物価が上がるなら日本
経済は再び力を取り戻す
に違いない。日本IBM
も同じだ。かつてのよう
な活力を取り戻すには賃
上げが必要だ。(Y.O.)





代や食料品などの物価高騰がくらしを直撃しており、「物価高騰から生活を守りたい」という切実な声が職場に渦巻いてい

誠実な回答を

私たちは2022年3月10日、人間らしい生活をめざし大幅賃上げと労働時間短縮をはじめとする春闘要求の実現をかかげ、統一ストライキに決起しました。ここにストライキ決議文をご紹介します。

22春闘統一ストライキ集会決議 JMITU日本IBM支部

る。非正規労働者、定年後継続雇用者を含むすべての従業員的大幅賃上げと均等待遇による生活の改善は、職場全体の切実な要求である。

経営者には従業員のくらしを守る責任がある。従業員の使い捨てをやめ、賃金・労働条件の改善を進めてこそ、従業員にとって魅力ある企業となり、人材を確保・定着させ、従業員のやる気を引き出すことができる。

IT技術の変化に伴う市場環境の激変など経営上の課題も良好な労使関係があればこそ乗り切ることができる。企業の将来展望をつくるためにも、あらためて労働組合の要求に沿った誠実な回答を強く求める。

大幅賃上げは不可欠

世界のIBM各社と比較して日本IBMの低賃

金は極めて異常である。日本IBMに代表される日本企業の異常な低賃金が労働者の生活悪化、貧困と格差を拡大させているばかりか、国内消費を冷え込ませ、経済成長の足かせとなっている。

日本経済をデフレから脱却させ、経済を成長させるためにも大幅賃上げは不可欠である。

企業内最低賃金の底上げを検討せよ

ドイツやイギリスなどは最低賃金の引き上げでコロナによって破壊された生活と経済の立て直しを進めている。日本も全国一律1500円の最低賃金を早期に実現すべきである。

JMITUは、政府に対し、時間あたり1500円の全国一律最低賃金制度の確立を求めるとともに、各経営者に対して

全社の平均賃上げ率（組合推定）はたったの0.5%という低水準です。さらに昨年来、円安と資源価格高騰にともないエネルギー（電気代、ガス代、ガソリン代など）や輸入品を中心とした諸物価が高騰し、従業員の賃金が対物価で低水準となる傾向が一段と強まっています。

このように低水準の賃

IBM・キンドリル ついに最賃法違反 従業員軽視ここに極まる

日本IBMとキンドリルジャパンの定年後再雇用制度となる「シニア契約社員」は月給17万円のみ。賞与も家族手当も住宅手当等、一切の手当はありません。

一方、東京都の最低賃金は時給1041円です。これをシニア契約社員の1ヶ月の労働時間に当てはめてみましょう。就業時間は1日7.6時間で、この3月は労働日数

も、大幅賃上げと合わせて、企業内最低賃金や定年後継続雇用者の賃金を底上げすることを要求する。

労働時間短縮について真剣に検討せよ

人間らしい生活のためには、経済的安定だけでなく、自分や家族のための自由な時間が必要である。従業員の働き方改革を本気で進めるためにも、働き方を変え、公私の区別なく、休日や就業時間後もメールやチャットで業務指示が来るなどの状況を克服しなければなら

そのためにも、労働基準法の改正を含め、所定労働時間の短縮と残業の削減による1日の労働時間の短縮が必要である。経営者は労働時間短縮について真剣に検討すべきである。

ロシアの軍事侵攻に反対する

ロシアが隣国ウクライナに軍事進出した。これ

げ状況が長期化しているなかで消費増税2回と物価高が追い打ちをかけ、従業員の生活水準切り下げは長期化、深刻化しています。これでは実質的な賃下げと言っても過言ではありません。

日本IBM、キンドリルジャパンもJMITU主要企業と同様に従業員の生活に配慮した賃上げが必要です。

が22日ありますので、22日X7.6時間X1041円を計算すると、17万4千55円になります。つまり、3月の月給は最低賃金で計算した場合に比べて4千55円不足することになります。これは最低賃金に満たない金額ということになり、最低賃金法違反になります。最低賃金制度によれば、会社が最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場

はウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章で定められた平和の国際秩序に反する蛮行である。ロシアはただちに侵略戦争を中止し軍を撤退することを強く求める。

憲法を社会に生かせ

岸田政権は憲法改悪を強引に進めようとしている。憲法と平和・民主主義は、労働組合活動、企業活動の土台である。岸

合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。さらに、会社が地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められ、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

組合はこれまで再三にわたって、この3月には東京都の最低賃金を下回ることを会社に警告し、給与引き上げを要求してきました。そもそもシニア契約社員は単年度契約なので、今年1月の契約更新の時点で契約給与を引き上げる必要がありますが、会社はこれを怠り、漫然と同じ契約内容を押し付けていました。会社はついに最賃法違反を犯しました。外資系と言えど日本社会の一員です。このようなCSR（社会的責任）を軽視する経営姿勢は直ちに改められるべきです。

田政権に対し、憲法を守り、憲法を社会に生かす政治の実現を強く求める。

要求実現をめざし

私たちは職場の団結と産業別統一闘争を強化し、大幅賃上げと均等待遇、労働時間短縮の実現など、すべての仲間の要求実現のために職場と地域で共同を広げ、たたかうものである。

以上、決議する。

組 合 なん だ も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	TSD L ISEL	大岡 義久	712-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	TSS CE	佐久間康晴	205-7817
Kyndryl	幕張	Delivery	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	TSS	河本 公彦	205-5204
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）			
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義範、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			

22春闘情勢

JMITU主要企業は回答高水準 IBM・キンドリルは有額回答無し

JMITUの22春闘の情勢を、賃上げ要求に対する3月12日時点の回答を元に紹介します。

JMITU主要企業は高水準な賃上げ回答

左表のJMITU主要企業の賃上げ回答は、コロナ禍をもとめせず、昨年に引き続き高水準な成果を維持しています。

JMITU主要企業 賃上げ回答速報		
会社	回答額	%
村松フルート	11,061円	3.31
リオン	9,900円	3.12
ボッシュ・レックスロス	9,596円	2.93
大和工業	9,276円	-
大興電子通信	9,131円	2.57
前田製作所	9,000円	3.50
太陽ステンレス	8,700円	3.17
カシフジ	8,200円	2.73
川本製作所	8,100円	2.73
東京電機	8,000円	3.10
ユニオン光学	8,000円	-
超音波工業	7,827円	2.57
日本NCR	7,794円	1.98
畑鐵工所	7,530円	2.30
南千住エンジニアリング	7,000円	-

日本IBM、キンドリルジャパンは、いまだに賃上げの有額回答を行っていません。有額回答が無いのですから、当然の

途中経過ではありますが、上位15社のうち10社が2%台後半以上となっています。

日本IBM、キンドリルジャパンは賃上げの有額回答無し

日本IBM、キンドリルジャパンは、いまだに賃上げの有額回答を行っていません。有額回答が無いのですから、当然の

またこの間の諸物価の上昇のなかで満足な賃上げが行われておらず、10年以上にわたり他社と比較して従業員の賃上げ額は低水準であり、従業員の賃金は対物価で低水準となつています。

また、直近の状況として2019年10月の消費税2%増税から現在までの状況を見れば、就業規則通りに9月1日付賃上げが実施されていれば、すでに賃上げは2回実施済であるべきところ、実際に実施された賃上げは2021年5月1日付賃上げの1回だけです。そしてこの1回の賃上げも